

異文化間教育学会学会誌『異文化間教育』原稿執筆要領

本「執筆要領」は本学会「投稿規程」第6条の規定により学会誌編集委員会が定めたものです。論文の種類（特集論文、自由投稿論文、テーマ論文、書評、文献・図書紹介等）を問わず、本誌に寄稿される方は、以下に示す「執筆要領」に従って原稿を執筆してください。自由投稿論文・テーマ論文の場合、「投稿規程」および本「執筆要領」に準拠していない原稿は審査の対象外となります。注意してください。

I 投稿資格

「投稿規程」第1条により、紀要に投稿できるのは次の条件に当てはまる者です。

- (1) 本学会の正会員・学生会員及び名誉会員（通信会員・賛助会員を除く）。正会員・学生会員は、当該年度までの会費納入を完了している者に限る。
- (2) 上記以外の者で学会誌編集委員会が特に執筆を依頼した者。

II 原稿執筆要領

1. 分量

原稿の分量は、下に示す通りです。厳守してください。

自由投稿論文・テーマ論文とも、横書きで40字×40行を1ページとして

研究論文・実践報告：12ページ以内

研究ノート・調査報告：9ページ以内

論文表題、キーワード、図表、写真、引用文献、参考資料、注など、すべてを含めた分量です。文字の縮小は認めません。

特集論文、書評、文献紹介等の学会誌編集委員会が依頼する原稿については、依頼時に提示します。

2. 原稿書式（HPでフォーマットをダウンロードし確認のこと）

横書き、A4判、40字×40行とします。

原稿はできればワード形式で書いてください。

①論文原稿は、次の順番とします。

論文表題、キーワード（5語以内）、本文、注、付記、引用文献、参考資料。

執筆者名・所属は論文原稿には記さないでください。

第1ページの1行目から4行目までを、表題、キーワードの記入スペースに当て、本文は5行目からとします。論文のカテゴリー（テーマ論文か自由投稿論文か）と種別（研究論文、実践報告、研究ノート、調査報告の別）はヘッダに書き入れてください。

②固有名詞以外の外国語はできる限り訳語を用い、必要な場合は初出の個所にのみ原綴りをつけてください。

③算用数字は、1桁は全角、2桁以上は半角、外国の人名や特殊用語の原綴りなど、本文中に欧文を書く必要がある場合は、「半角」とし、活字体で記入してください。

④執筆者の属性および執筆者がかかわるプロジェクト等に関する記述がある場合は、

該当部分を伏せ字にするか、墨消ししてください。

[例1] 本研究はJSPS科研費JPxxxxxxxの助成を受けたものです。

[例2] 本研究は〇〇大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

⑤論文原稿には必ずページ番号をつけてください。

3. 引用について

(1) 本文中における文献の引用

注番号でなく次の例にならって示してください。

[例1] Brown (1975) は、次のように指摘している。

[例2] 鈴木 (1975:123-124) によれば「……」…。

[例3] 「……」との指摘がある (佐藤, 2010; 鈴木, 1975)。

※ 引用文献の表示順と一致するように記載してください。

[例4] 3名以上の場合。

初出 (全著者名, 年)

(田中・藤村・藤井, 2016) (Smith, McDonald & Lee, 1992)

2回目以降 (田中ら, 2016) (Smith et al., 1992)

(2) 引用文献

1) 文献の表示順

論文の末尾に、著者名のアルファベット順に列挙してください。

2) 文献に関する情報の表示

①雑誌の場合：著者、発行年（西暦）、表題、雑誌名（同名雑誌が複数ある場合は発行所名）、巻数（号数）、論文所在ページ（引用論文題名を「」で囲み、雑誌名は『』で囲む。編纂書論文の場合も、これに準じる）。

[例] 江淵一公 (1995) 「異文化間教育学の可能性」『異文化間教育』10, 4-26.
(ピリオドとコンマは半角で、コンマの後は半角スペースをあける)

②単行本の場合：著者 発行年（西暦）書名 発行所（書名を『』で囲む）。

[例] 田畑茂二郎 (1988) 『国際化時代の人権問題』岩波書店。(半角ピリオド)

③欧文の場合：和文文献に準じますが、以下の点に注意してください。

- ・著者名は姓(フルネーム)、名(イニシャルのみ)の順序とする。
- ・洋書の場合は、慣例に従い、発行所名の前に所在地を記す。
- ・引用文献が単行本の場合は、書名をイタリック体とする。
- ・雑誌に掲載された論文の場合は論文表題を引用符“”で囲み、雑誌名をイタリック体とする。
- ・編纂書論文の場合もこれに準じるが、書名の前に「所収」を意味する In をつける。

[例] White, M. (1988) *The Japanese Overseas: Can They Go Home Again?*, New York: Free Press.

Levy, J. (1985) “Bilingualism, Federal Policy on Bilingual Education and Intercultural Relations.” *International Journal of Intercultural Relations*, 9(2), 113-130.

Fischer, G. (1991) “Bilingualism and Biculturalism.” In

Smith, John (ed.), *Education in the Changing World*, Boston: Beacon Press, 2-13.

④URLは著者（年）題名.http://… で入手日を入れる。

[例] 横田雅弘（2013）「留学生獲得のための入試広報戦略—オール・ジャパンと個々の大学の戦略」ウェブマガジン『留学交流』33, 1-10.
http://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2013/icsFiles/afieldfile/2015/11/18/2013_12yokotamasahiro.pdf, 〈2016年7月27日アクセス〉。

Tsuneyoshi, R. (2004) “The ‘New’ Foreigners and the Social Reconstruction of Difference: The Cultural Diversification of Japanese Education.” *Comparative Education*, 40, 55-81.
DOI: 0.1080/0305006042000184881.

※ 自由投稿論文・テーマ論文で、注、引用文献などで自著に言及する場合、「拙著、拙稿」等、執筆者が明らかになる表現は使用しないでください。

Ⅲ 投稿時の提出書類と提出方法

1. 提出書類

①論文原稿

査読用に、著者名、所属等の著者を特定できる記載を削除した査読用論文をPDF形式で添付ファイルで提出してください。

②日本語要旨（600字以内）をPDF形式で、著者情報のないものを同じように添付ファイルで提出してください。要旨には、論文のカテゴリー、論文の種別、論文表題、キーワードを添えてください。

③連絡票

所定の様式を利用し、執筆者及び所属、論文のカテゴリーと種別、論文表題（英文表題を付す）、キーワード（英語訳を付す）、原稿枚数、投稿原稿と同一著者による関連のある発表や論文の有無、e-mailアドレスを記入ください。関連する論文がある場合は、投稿原稿と一緒にPDF形式で提出してください（詳しくは、連絡票をご覧ください）。

※ 投稿時に利用したチェックリストも添付メールでご提出ください。

2. 送信先

編集事務局へ、件名に「学会誌・異文化間教育原稿」と書き、提出してください。

【送信先】国際文献社内 異文化間教育学会編集事務局

iesj-edit@je.bunken.co.jp

(TEL: 0303-6824-9363 FAX: 03-5206-5332)

3. 提出締め切り

奇数号：3月31日 偶数号：8月31日

IV論文審査について

テーマ論文、自由投稿論文とも、次に示す審査を経て採否を決定します。

(1) 第1次審査

全ての論文について、学会誌編集委員、あるいは学会誌編集委員会が依頼した査読者3名により、所定の観点に基づき審査を行います。

<第1次審査の結果の通知>

- ・「不採択」となった論文については、コメントを付して執筆者にその旨を通知します。
- ・「条件付き採択」「コメント付き採択」となった場合は、要修正、要検討とされた点を通知します。それに基づき論文を修正し、再度提出していただきます。修正された論文は第2次審査に付されます。
- ・「採択」となった論文は、(3)に示す手順で編集が進められます。

(2) 第2次審査

第2次審査は、再提出された論文が、第1次審査で指摘された問題点が修正されているかどうかを中心に行います。その結果、不採択になる場合もあります。また、再度の修正が求められ、第3次審査に付される場合もあります。

(3) 採択が決定した論文については、英文要旨(200語以内)の提出を求めます。また、編集委員会事務局において最終的な点検を行い(必要に応じて、執筆者に修正を求めることもあります)、出版社へ入稿します。

※ 以上のように審査を行うため、論文の投稿から掲載号の発行までにはかなりの日数を要します。予めご承知おきください。

※ 投稿された論文が編集委員会で倫理的配慮に問題がある場合や二重投稿と判断された場合には、罰則が適用されることがあります

『異文化間教育』第65号より適用